

摂南大学 法学研究科 法律学専攻

修士課程 学位論文審査基準

(審査の体制・方法)

- 1 研究科委員会は、審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。
- 2 研究科委員会は、学位論文審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を審査委員とすることができる。
- 3 審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。
- 4 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査項目・基準)

以下を全て満たした学位論文を合格とする。

審査項目	審査基準 (満たすべき事項)
1) 論文テーマの妥当性	研究目的が明確で学術的・社会的意義を有すること。
2) 研究方法の妥当性	目的達成のため、適切な研究方法を実践していること。
3) 独創性 (新規性)	テーマの設定、研究方法、結論等において、未知の事象・事物の発見や新たな見解を示していること。
4) 有用性	得られた知見が社会に対して有用な情報となっていること。
5) 信頼性	既往の研究等が適切に評価され、それらを自己の観点から十分に分析していること。
6) 完成度	一貫した論理が展開され、学術論文としての体裁が整っていること。